

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久塩南町字多々良甲132、甲133、甲134の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町槻木字本園705
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市大字小坂字北栗木610の2、665、666の1、666の2、668、669、675の1、676、679の1、687の3、688、689、691の1、692の1、694、697、699、702、707、707の2
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北栗木665・666の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、666の2、675の1・679の1・689・691の1・692の1・694・697・707・707の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡芦北町大字女島字大矢3288の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。